

第1章 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動の影響による可能性が極めて高いとされており、気候変動の影響は、すでに人間の生活等に様々な影響を与えています。

2015年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃以下に抑える努力を追求することとしており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における特別報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年ごろには二酸化炭素排出量実質ゼロとすることが必要とされています。

■ 目的

本町では、2021年2月に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを表明していることから、町民・事業者・町が地球温暖化対策を進める上での具体的な目標や方向性について定め、地球温暖化防止、影響の緩和を推進することを目的とします。

第2章 計画の基本的事項

■ 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）で、本町の自然的・経済的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。計画では、町民・事業者・町などの各主体が、地球温暖化対策を推進するうえでの指針となる役割を持っています。

■ 対象とする温室効果ガス

※温対法で定められた7種類の温室効果ガス
二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、
六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）

■ 計画の基準年度・目標年度

区分	年度
基準年度	平成25（2013）年度
目標年度	中期：令和12（2030）年度 長期：令和32（2050）年度

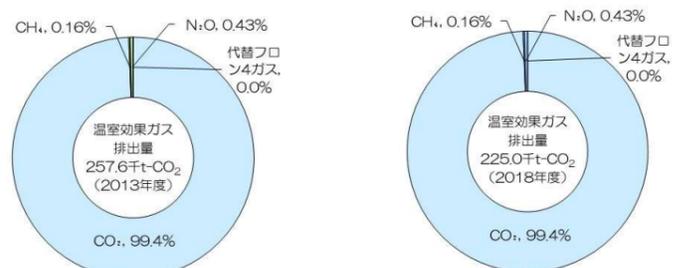
■ 計画の期間

2022（令和4）～2030（令和12）年度の9年間

第3章 温室効果ガス排出量の状況

■ 温室効果ガス排出量の状況

- ・2018年度：基準年度（2013年度）比12.6%減少
- ・ガス種別の排出割合：二酸化炭素が約99.4%



■ 二酸化炭素排出量の状況

- ・2018年度：基準年度（2013年度）比12.7%減少
- ・部門別の排出割合：運輸、産業、家庭、業務部門の順に多い



■ 森林吸収量の状況

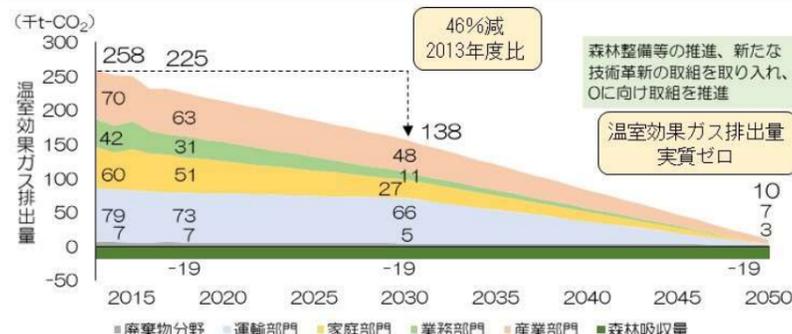
2013～2018年度の平均森林吸収量：18.5千t-CO₂

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

■ 削減目標

長期目標：2050（令和32）年度に
温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します

中期目標：2030（令和12）年度に
2013年度比46%減とします



温室効果ガス排出量実質ゼロシナリオ

第5章 再生可能エネルギー導入目標

■ 再生可能エネルギーの導入目標

◆町の再生可能エネルギーポテンシャル、電力使用量の推計結果、温室効果ガス削減目標の達成のために必要となる再生可能エネルギー量を踏まえ設定しました。

長期目標：2050（令和32）年度に
1,185,003GJ（発電電力量273,806MWh）とします

中期目標：2030（令和12）年度に
114,294GJ（発電電力量19,694MWh）とします

◆再生可能エネルギーの導入目標の内訳

2050年度		
エネルギー種別	エネルギー導入量（GJ）	発電電力量（MWh）
太陽光発電	910,268	252,852
中小水力発電	54,936	15,260
地中熱	124,183	—
木質バイオマス	95,616	5,694
合計	1,185,003	273,806

2030年度		
エネルギー種別	エネルギー導入量（GJ）	発電電力量（MWh）
太陽光発電	50,400	14,000
地中熱	917	—
木質バイオマス	62,977	5,694
合計	114,294	19,694

第6章 目標達成に向けた取組（緩和策）

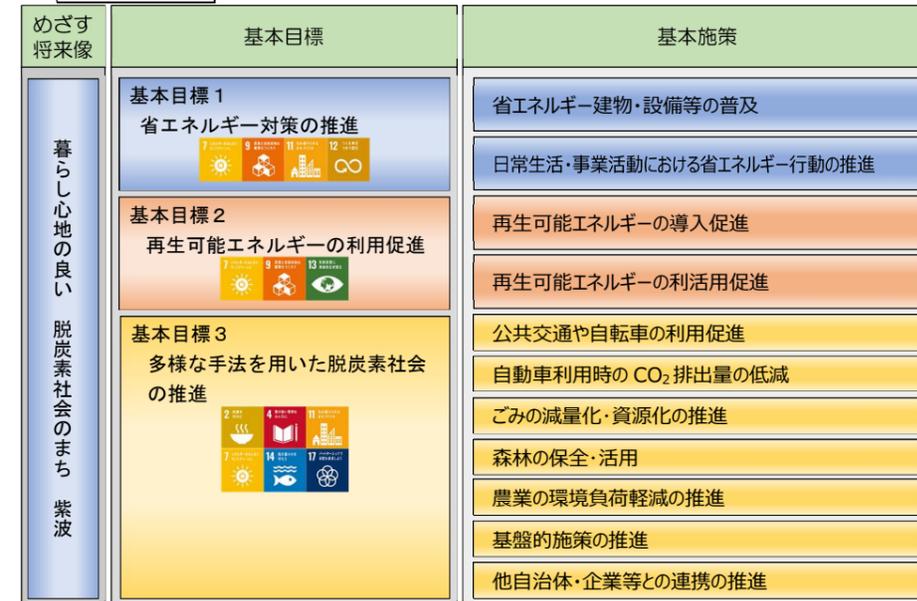
■ めざす将来像

温室効果ガス46%削減に挑戦するまち

■ 目標達成に向けた取組の方向性

- ◆省エネルギー対策の推進によるエネルギー消費量の削減（省エネの推進）
- ◆エネルギーの脱炭素燃料等に由来するエネルギー源への転換（再生可能エネルギーの活用）
- ◆削減されず、脱炭素燃料等に転換しきれない排出量は、森林整備による森林吸収源の確保や脱炭素技術等の技術動向を踏まえ、炭素吸収に係る取組を推進し、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す（森林吸収源等の確保）

■ 施策の体系



■ 具体的な取組

- 基本目標1 省エネルギー対策の推進**
エネルギー建物・設備等の普及
 - ・環境配慮型建築物の普及促進
 - ・省エネ診断の促進
 - ・日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進
 - ・省エネルギー行動の推進
- 基本目標2 再生可能エネルギーの利用促進**
再生可能エネルギーの導入促進
再生可能エネルギーの利活用促進
 - ・太陽エネルギー利用システムの普及促進
 - ・木質バイオマス資源の利活用促進
 - ・再生可能エネルギーの利活用の基盤づくり及び利活用促進
- 基本目標3 多様な手法を用いた脱炭素社会の推進**
公共交通機関や自転車の利用促進
自動車利用時のCO₂排出量
 - ・電気自動車などの次世代自動車の利用促進
 - ・エコドライブの促進
 - ・ごみの減量化・資源化の推進
 - ・家庭ごみの減量化・資源化の推進
 - ・事業系ごみの減量化・資源化の推進
 - ・未分別品目の再資源化の促進
 - ・環境配慮型商品の購入促進
 - ・森林の保全・活用
 - ・森林保全の促進
 - ・地元産木材の活用促進
 - ・森林保全の人材確保
 - ・農業の環境負荷軽減の推進
 - ・基盤的施策の推進
 - ・他自治体・企業等との連携の推進

第7章 計画の推進体制・進行管理

■ 推進体制

- ◆町民・事業者と町の連携・協働
- ◆国、県及び周辺自治体との連携・協力
- ◆庁内各課における横断的な連携

■ 進捗管理

- ◆PDCAサイクルによる取組の継続的な改善と推進
- ◆点検・評価・公表
 - ・温室効果ガス排出量の推計（毎年）
 - ・取組効果の検証・分析、改善内容検討
 - ・課題の改善について主体への働きかけ
 - ・検証結果を踏まえた計画の変更や是正の検討

